

新婚世帯に最大60万円補助します 令和3年度うきは市結婚新生活支援事業

うきは市では、結婚を機にうきは市内で新婚生活を始める新婚世帯を対象に、新居の取得費用・家賃・引越し費用を最大60万円まで補助します。住民票など必要書類を用意のうえ、市役所企画財政課企画調整係へ提出してください。

■申請期間：令和4年2月28日まで

■補助額：29歳以下：上限60万円、39歳以下：上限30万円

（いずれも1世帯あたり）※年齢区分は夫婦のいずれかの高い方による。

■対象者：次の要件をすべてを満たす方

- ①令和3年1月1日から令和4年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ②婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下
- ③新居がうきは市内にあり、住民票を移していること
- ④夫婦の所得の合計額が400万円未満の世帯
- ⑤他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていないこと
- ⑥過去にこの制度による補助金を受けたことがないこと
- ⑦夫婦ともに市税の滞納がないこと



市ホームページ
QRコード

くわしくは、うきは市ホームページをご覧ください (<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>)

●問合せ 企画財政課企画調整係 ☎73-9152

花と緑あふれるまちづくり活動を支援します

市では、美しい自然を守り、市民への花と緑に対する意識の高揚を図るために、自主的に草花、樹木等の植栽等を実施する団体に対して、「花と緑のまちづくり推進補助金」を交付します。補助金の交付を希望する場合は、事前の申請が必要です。ぜひご活用ください。

■対象となる団体

「花と緑のまちづくり推進補助金」の交付対象となる団体は、市内で街路や公園などの花壇づくりに取り組む団体やグループなどです。

■対象となる事業（以下のいずれにも該当する事業）

- （1）公共的かつ福祉の向上を目的とした事業
- （2）花壇、フラワーボックス等の園芸施設において、草花の苗や球根、種子および花木、樹木等の植栽にかかる原材料費

■補助金の額

対象事業費の7割以内で20万円を限度とします。（1,000円未満切り捨て）
※補助金の交付は年度ごとに1回限りとします。

■申請に必要な書類

- （1）補助金交付申請書
- （2）事業見積書または事業費明細書等事業の内容が確認できる書類
※申請書の様式は市のホームページまたはうきはブランド推進課で取得できます。
※補助金の交付は申請受付順とし、予算の範囲内で交付します。



●申請・問合せ うきはブランド推進課地域振興係 ☎76-9059

